

まちのアトリエに関する運用等

○コンセプト

「まちづくり」を行う市民活動団体や個人の方から寄せられた作品や成果品、イベント情報を、展示及び情報発信できるよう書棚や机、ボード等を整備し、市民の皆さんの交流・憩いの場としてオープンスペースを運用したい。

- ・住民自治組織をはじめ、まちづくり活動を行う個人や市民団体の紹介、発表、交流、マッチング
- ・将来上田に戻ってきてもらえるよう、子ども達に向けた発表、出会い、交流の場を創出

○取扱規程

【アトリエ全スペース共通】

●次に該当する事項については「まちのアトリエ」を利用できません。

- ・政治又は宗教の啓蒙活動に関連すると思われる展示物等
- ・公序良俗に反するおそれのある展示物等
- ・特定の団体又は個人の利益の追求や発表のみとなる展示物等
- ・本アトリエの利用趣旨にそぐわない展示物等
- ・その他、管理運営上支障をきたすと認められる展示物等

※飲食物等（品質が保てない品など）を展示することはできません。

直接的な展示を避け、レプリカや写真での展示としてください。

●フロア使用上の注意

- ・原則、飲食禁止（水分補給は可）
- ・閲覧用の書籍等は2階のスペースでの利用とすること
- ・椅子とテーブルの利用

まちづくり活動を行うに当たって、打合せや情報交換、作業等行う場として利用

企画展示やまちづくりに関心のある方同士の交流を図る場として利用

まちのアトリエを訪れた方の憩いの場としての利用

※1時間を超えて滞在する場合は、事前（当日利用前）に、市民参加・協働推進課へ連絡する。

※予約使用は行わない。譲り合って利用すること。

●展示物等の管理について

- ・展示場所は無人のため、展示物等の損害（盗難、紛失、損傷等）については、市では責任は負わないものとする。
- ・多数の申込により展示物の配置スペースが不足する場合は、利用期間を調整する。

●チラシやポスター、成果品等の展示対象について

原則、市民活動団体等の「まちづくり」に関連する活動を支援するチラシや広報誌、また、活動報告、成果品を展示対象とします。

ポスター展示の際は、事前協議をし、許可印を押印したものを展示する。

【書架】

市民活動団体等の「まちづくり」に関連する団体の活動を支援するためのチラシや広報誌等を展示する。原則、1団体1小間とする。

【回転書架】

市民活動団体等の「まちづくり」に関連する団体の活動報告及び成果品等を設置する。

例：A5判の冊子、マップ等

【展示パネル】

企画展示（学生作品）や市民活動団体等の活動を周知するためのポスターやチラシなどを掲示する。

・パネルサイズ（展示面）：H1800×W960 mm（H1640×W830 mm）

【展示棚】

上記成果品等で回転書架に収まらないサイズのものを展示する。

例：制作物（かるた、ライト、紙芝居など）等

※FABox（ふぁぼっくす）実証実験中

展示棚の1区画にまちづくりに関する目を引くような仕掛けを設置できる。

詳細は、別紙「まちのアトリエ FABox 利用概要」参照

【空間利用】

ワークショップの開催など、半日単位で利用できる。

・他の市民活動団体の利用を妨げないこと。（占有不可）

・火気や水の使用や飲食物の持ち込み及び物販は出来ません。ただし、実費相当分の参加費は徴取可能とします。

その他、詳細な申請等利用概要は、実証実験中のFABoxの利用に準ずる。

○まちのアトリエ利用申請について

展示スペース等を利用したい団体及び個人

- ・原則、市民活動団体等の「まちづくり」に関連する活動に関する内容とする。
- ・原則、市内で活動する個人や団体等を対象とする。

※営利を目的とする団体および企業、暴力団をはじめとする反社会的な団体関係の方は対象となりません。ただし、公益活動についてはこの限りではありません。

- ・子どもの未来につながる展示物は対象とする。

別紙「まちのアトリエ展示等利用申込書」にて申請する。

※FABox（ふぁぼっくす）については、別紙「まちのアトリエ展示等利用申込書（FABox 利用推薦書兼申込書）」において申請する。